

参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年1月17日
関東地方整備局
長野国道事務所長
塩谷 正広

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

1. 当該招請の主旨

本業務については、長野国道事務所公園課（以下「警備対象箇所」という。）の警備をセンサー等の機器を使用して行うもので、現在セコム上信越株式会社が本業務を実施している。

したがって、現在当該警備対象箇所にはセコム上信越株式会社のセンサー機器が設置されており、引き続き当該機器を使用して警備業務を行うことを想定してセコム上信越株式会社を契約の相手方とする契約手続を行う予定としている。

以上により、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募をするものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、セコム上信越株式会社との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、セコム上信越株式会社と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 R2長野国道事務所公園課庁舎機械警備業務

(2) 業務内容

本業務は、警備対象箇所において、警備対象箇所と受注者間を電話回線等により連絡する警報装置等を設置し、既設置警備機器等により夜間及び休日等職員不在時の警備対象箇所を常時監視し、盗難及び火災の予防や早期発見並びに被害の拡大を防止するものである。

また、異常事態発生時においては、速やかに現場に急行し適切な処置を行うとともに当事務所担当者に連絡し、現場の状況に応じ、関係各署への通報を行うものとする。

(3) 契約期間 令和2年4月1日～令和2年10月31日（撤去期間を含む）
履行期間は、令和2年4月1日～令和2年9月30日

- (4) 履行場所 関東地方整備局 長野国道事務所 公園課
長野県安曇野市穂高牧149-12

3. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」のA～D等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続をおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から本手続きの参加意思確認書の提出期限から当該業務の随意契約の見積り時までに指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規

定する役員のうち、次に掲げる者をいう、以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348号第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii 会社法第575号第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- iv 組合の理事
- v その他業務を執行する者であつてiからivまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑧ 都道府県公安委員会より警備業の認定を受けており、機械警備業務の届出書を都道府県公安委員会に提出していること。

⑨ 警備に必要な機器等は、現在警備対象箇所に設置されている、セコム上信越株式会社の所有に属する警備機器等を使用するので、当該警備機器の所有権、著作権及び著作者人格権(同一性保持権)等を侵害しない者であること。

(2) 技術力に関する要件

企業の同種業務の受注実績

参加意思確認書を提出する者は、以下に示される「同種業務」において、平成26年度以降本業務の公示日までに完了した業務において、1件以上の受注実績(再委託による実績は含まない。)を有していること。

なお、複数年度にまたがる契約については、それぞれの年度を1件として数えることができる。

【同種業務】

警備履行場所に警備機器等を設置し、当該装置により夜間及び休日等当該職員不在時の当該施設を常時監視し、盗難、火災及びその他異常事態の発生を未然に防止し、異常事態発生時には現場の状況に応じて関係各署への通報を行う業務。

(3) 警備設備に関する要件

警備に必要な機器等は、現在警備対象箇所に設置されている警備機器等を使用すること。なお、現在設置されている警備機器の所有権、著作権及び著作者人格権（同一性保持権）等を侵害しないことを証明する書類を提出すること。

(4) 業務執行体制に関する要件

- ① 24時間緊急時対応及び連絡体制を確保すること。
- ② 受注者が異常情報を受信した時は、受注者緊急要員は25分以内に警備対象箇所に急行できること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒380-0902 長野県長野市鶴賀字中堰145
関東地方整備局 長野国道事務所 経理課 契約係
電話 026-264-7002 FAX 026-264-7064
電子メール ktr-7031c@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年1月17日から令和2年2月6日まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

交付時間は、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

希望者には、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記（1）に持参することにより電子データを交付するので、予め上記（1）の問い合わせ先に申し出ること。また、郵送による場合には、予め上記（1）の問い合わせ先に連絡し、上記（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限は、令和2年2月6日 16時00分までに必着とする。

提出場所は、（1）に同じ。

提出方法は、持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、FAX又は電子メール（FAX又は電子メールの場合は事前に担当部局に連絡を入れるとともに、着信を担当者に電話で必ず確認すること。）とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和2年2月27日 16時00分

(4) 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も4.（3）

により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 契約締結日及び履行期間開始日は令和2年4月1日とする。

ただし、令和2年4月1日までに令和2年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和2年4月2日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(6) 詳細は説明書による。